

1 宅地規模に関する基準の取扱いについて

茨木市開発行為等に関する基準第3ただし書による市長が認めるやむを得ないものについて、下記のとおり取り扱う。

記

- 1 予定建築物の用途が一戸建ての住宅で次の各号のいずれかに該当するもの（3号及び6号以外は建築基準法第42条に該当する道路に接道する敷地に限る。）
 - (1) 土地分割後の宅地のうち1区画の敷地面積が別表1に掲げる面積以上の場合（3区画以上の土地の分割に限る。）
 - (2) 現に共同住宅又は長屋が存する土地を分割する場合で、分割後の区画数が従前の戸数を超えない場合かつ各宅地の敷地面積が別表1に掲げる面積以上の場合
 - (3) 現に共同住宅又は長屋（区分所有のものに限る。）が存する土地を分割する場合で、分割後の区画数が従前の戸数を超えない場合
 - (4) 土地分割後の各区画の敷地面積と最低敷地面積の差が3㎡未満となる場合
 - (5) 土地分割後の区画数が茨木市開発行為等の手続等に関する条例施行前に市長が認めた区画数より増加しない場合
 - (6) 相続に伴う土地の分割による場合
- 2 市の指導により設置した公共施設（細街路等整備事業に伴う道路後退を含む。）の面積を含めて最低敷地面積以上となる場合

別表 1

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	120㎡
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	80㎡
その他の地域（市街化調整区域を除く）	70㎡

最低敷地面積：茨木市開発行為等に関する基準第3に定める1宅地規模に関する基準の面積